

令和5年度 第1回 評議会 資料④

令和4年度山梨支部事業実施結果について

令和4年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
企画総務グループ

◆ 令和4年度目標達成状況

対応項目		指標	目標	結果	評価
1	インセンティブ(報奨金)制度の本格導入	実績(確定値)の総合順位(全国47支部中)	23位以内 /47支部中	28位 令和3年度実績	×
2	ジェネリック医薬品の使用促進	使用割合(数量ベース)	【KPI】 前年度末 (79.3%) 以上	81.1% R5.2実績分	○
3	広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	【KPI】 50.5%以上	52.04%	○
4	医療データの分析に基づく地域医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信等	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。	【KPI】 定性評価	実施した	—
5	第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施(コラボヘルスの推進)	健康宣言事業所数	【KPI】 560事業所	682事業所	○
6	費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	【KPI】 20.0%以下	0.0%	○

1. インセンティブ(報奨金)制度の実施及び検証

令和4年度事業計画

- ・平成30年度から令和2年度までの評価実績を踏まえ、広報媒体を適宜更新するとともに、制度の仕組みや現状、加入者等が実践すべき行動等を示すなど表記を見直す。
- ・評価の低い指標については、結果を分析し、戦略的な方針を検討するなど取組を強化する。
- ・令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、加入者及び事業主に仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

KPI 設定なし

令和4年度結果(確定実績まで)

令和2年度実績(確定値)					令和3年度実績(確定値)					インセンティブ(報奨金)付与	財源拠出
11位					28位					なし	0.01% (令和5年度保険料率に反映)
指標①	指標②	指標③	指標④	指標⑤	指標①	指標②	指標③	指標④	指標⑤		
15位	27位	42位	5位	1位	14位	15位	44位	24位	13位		

指標① 特定健診等の受診率

指標② 特定保健指導の実施率

指標③ 特定保健指導対象者の減少率

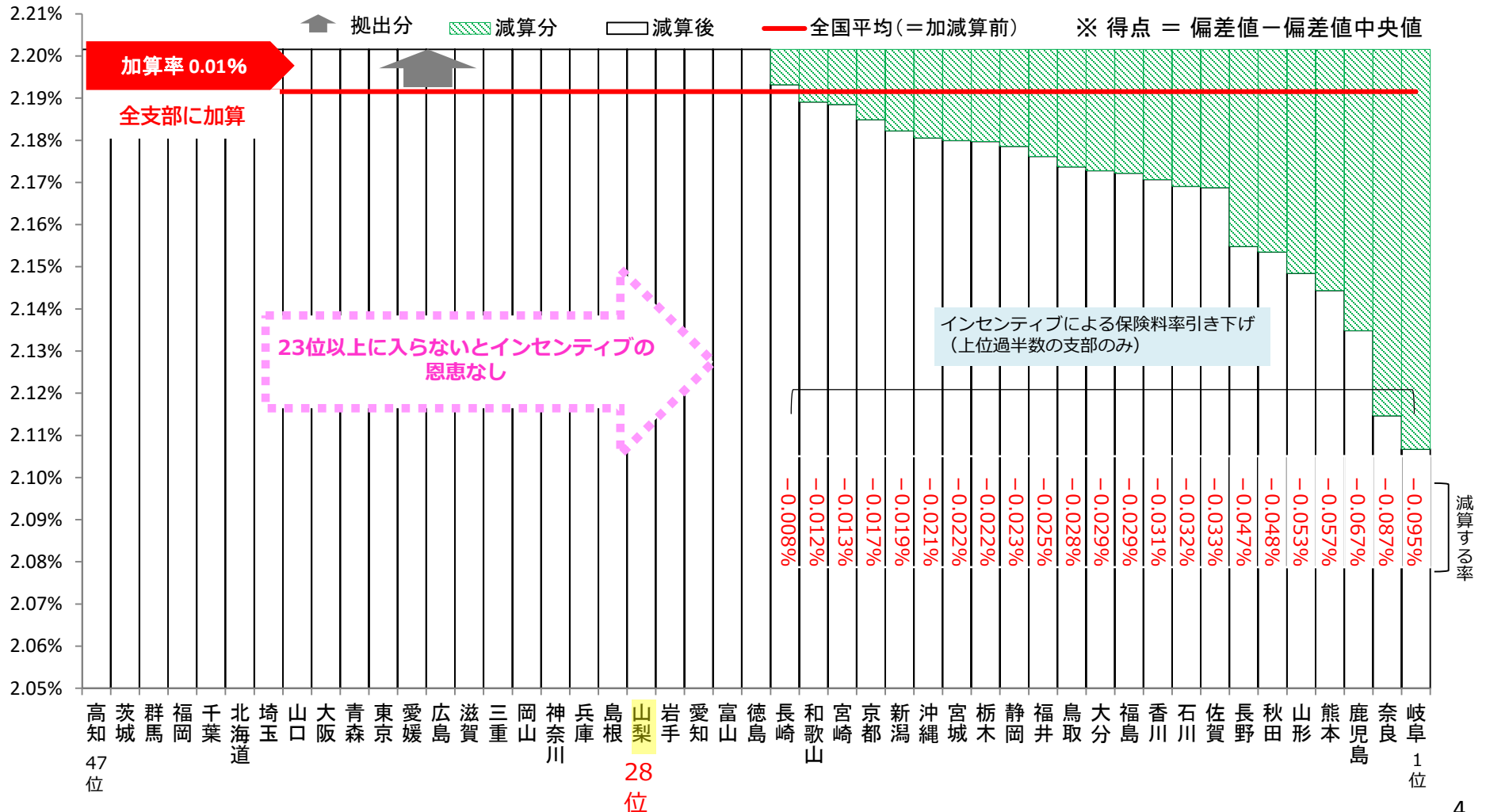
指標④ 要治療者の医療機関受診率

指標⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

■ インセンティブ付与の仕組み・・・（報奨金イメージ）

令和3年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

【令和3年度実績評価 ⇒ 令和5年度保険料率へ反映】



インセンティブ制度の概要

制度趣旨

協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率(0.01%)を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位15支部^(※)については、報奨金によるインセンティブを付与。
※令和3年度実績までは上位23支部

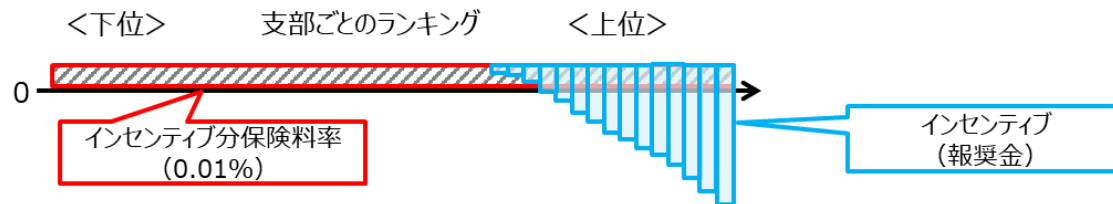
①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、速やかに受診を要する者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、指標ごとの素点(50~80)を合計したものを支部の総得点とし、全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%^(※)を盛り込む。
(※) 協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この負担分については、4年間で段階的に導入する。
平成30年度の実績(令和2年度保険料率) : 0.004% ⇒ 令和元~2年度の実績(令和3~4年度保険料率) : 0.007% ⇒ 令和3年度以降の実績(令和5年度以降の保険料率) : 0.01%
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

【制度のイメージ】



令和4年度取組内容・結果

- ・さまざまな機会を通じて制度や現状の周知を行い、加入者・事業主に対して行動変容を促進した。
(支部ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員だより、各種会議やイベント等)
- ・令和3年度実績の総合順位は、総合28位。
23位以内に入らなかったため、令和5年度保険料率算定時におけるインセンティブ(報奨金)付与はなかった。
→インセンティブの財源分の拠出に伴い、令和5年度保険料率に約0.01%が上乘せされている。
→令和5年度支部保険料率は9.67%に決定(前年度より0.01%引き上げ)。
- ・5つの評価指標のうち、2つが全国平均を下回った(前年度も2つ)。
→指標③(特定保健指導の対象者の減少率)は44位、④(要治療者の医療機関受診率)は24位であった。
特に指標③が40位台と低位である。

課題、令和5年度の取組

- ・保健事業に係る「指標③(特定保健指導の対象者の減少率)」、「指標④(医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の受診率)」について、結果を分析し、戦略的な方針を検討するなど取組を強化する。
- ・令和3年度までの評価実績を踏まえ、広報媒体を適宜更新するとともに、加入者及び事業主に制度の仕組みや意義を理解していただき、行動変容を促す広報を行う。

2. ジェネリック医薬品の使用促進 ※以下、「ジェネリック医薬品」はGEと表記

令和4年度事業計画

- ・医療機関や薬局毎の使用割合等のデータで作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して関係者への働きかけを行い、県内の一般名処方箋の拡大及び使用割合の向上を図る。
- ・GEの特長を記載したチラシ及び「お薬手帳カバー」を作成し、薬剤師会と連携のうえ、薬局を通じて協会加入者に配布する。
- ・支部の特徴や傾向を踏まえ、若年層の使用割合向上に向けて、若年層の親世代の被保険者や被扶養者に対し、GEの周知や切り替え、選択を促す広報を行う。
- ・保険者協議会を通じて他保険者と情報を共有し、山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施し、山梨県全体の使用促進を図る。
- ・マスメディアやSNS、公共交通機関を活用し、GEの特長を広く訴え、ニーズを喚起する。
- ・研修会での広報物配布、施設での広報物備付け、公用車へのPR用マグネットシール貼付等、あらゆる場を広報活動に活用する。

KPI

支部のGE使用割合を前年度以上とする

令和4年度事業計画	令和4年度事業結果	目標KPIとの差
前年度末(79.3%)以上	81.1% (令和5年2月実績)	+1.8%

令和4年度取組内容、実施結果

- 1) 医療機関への働きかけ ・60病院、473診療所へ資料郵送 (5月)
- 2) 保険薬局への働きかけ ・420薬局へ資料郵送 (6月)

3)山梨県薬剤師会との連携	薬剤師会会員の126薬局へ、「お薬手帳カバー(GE 冊子付き)」4,875冊を配布
4)広報	
・保護者への通知	GE使用割合が低い自治体の7～15歳未満の被扶養者がいる加入者へ適正受診の啓発チラシ等の送付(5市、7,370名)
・広報物(Q&A冊子等)	事業所・加入者、医療機関・保険薬局、各種会議、駅(ラック)での配布 研修会やイベント等での広報物の配布は、新型コロナウイルスの影響で中止
・新聞広告	山梨日日新聞:半3段広告(1月)、山梨新報:半4段広告(1月)
・SNSを活用した動画配信	YouTubeチャンネルを開設し、若年齢層の保護者を対象とした動画を配信
・公共機関を利用した広告	路線バスへの広告 山梨交通 背看板、車内ステッカー(4～3月)
・三師会との連携	甲府駅ビルへ共催名義による懸垂幕掲揚(6月、9月)
・自治体との連携	懸垂幕、のぼり旗を庁舎に設置、園児を対象としたオリジナル希望カードの作成、配布 ＜9市町、1,242名＞、小中学校を通じた保護者向け啓発チラシの配布＜8市町、19,160名＞

課題、令和5年度の取組

- ・GE使用割合は令和3年1月に80%を超え、その後は80%前後で推移していたが、令和4年5月以降は80%超を維持している。
- ・現在、GEの供給が不安定となっており、積極的にGE使用推進を訴えることができない状況となっている。
この状況を踏まえた働きかけを、医療機関、薬局、加入者等へ継続して行っていく。
- ・5歳～14歳のGE使用割合は全国平均を大きく下回っており、全体の割合を更に高めていくためには、この年齢層の向上が必須。令和5年度も継続して当該年齢の保護者をメインターゲットにした広報を実施する。
- ・薬剤師会、協定締結市町等、関係団体と連携したGE使用促進の取組を継続するほか、保険者協議会等と連携してGE使用割合のデータを共有し、他保険者も含めた県全体の状況を把握する。
- ・三師会、県との共催名義による懸垂幕掲揚を引き続き実施する。
- ・GE使用割合の低い医療機関・薬局に対し、地域における使用割合等を記載したお知らせを、関東信越厚生局山梨事務所長と山梨支部長の連名文書と併せて送付する。

3. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

令和4年度事業計画

- ・広報誌の定期発行等を通じて、加入者・事業主等に対して分かりやすくタイムリーな情報を発信する。また、より幅広く情報発信するため、YouTube動画やSNS等を活用した広報を行うとともに広報結果を踏まえ費用対効果や行動変容等を検証する。
- ・山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施するとともに、これらの団体が開催するイベントに関与し、協会の取組を一般の方々にも広く発信していく。
- ・新生児がいる被保険者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、医療機関の適切な利用を周知する。
- ・健康保険委員の委嘱者数の拡大を進めるとともに、オンラインを活用した研修会の開催、「健康保険委員だより」など定期的な健康情報の提供等を通じて、健康保険委員活動の活性化を図る。

KPI

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50.5%以上とする。

令和4年度事業計画	令和4年度事業結果	目標KPIとの差
50.5%以上	52.04%	+1.54%

令和4年度取組結果

①広報活動

1) 主な取組

- ・広報誌やメールマガジン、納入告知書同封チラシなどの定期発行物や支部ホームページ内容の適時更新、健康宣言事業所への健康情報冊子提供など、加入者や事業主に対してわかりやすくタイムリーな情報を発信した。
- ・生活習慣病予防健診の自己負担軽減にかかる周知用チラシを関係団体の会報誌に折り込み、受診の促進を図った。
- ・新生児がいる被保険者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、健康保険や医療費の仕組み、医療機関の適切な利用、ジェネリック医薬品の使用促進などを保護者に周知した。〈送付件数 1,824件〉
- ・新規適用事業所に協会けんぽの概要や給付制度の説明を掲載したリーフレット、健康宣言、健康保険委員の案内を同封し送付した。〈送付件数 576件〉
- ・特定保健指導の理解を深めるための動画を作成し、SNS(YouTube,Tver)でのインストリーム広告及び公共・商業施設でのサイネージ広告を実施した。

②健康保険委員

1) 健康保険委員委嘱者数・被保険者カバー率

令和3年度末 2,119名 50.02% → 令和4年度末 2,129名 52.04% (+10名、+2.02%)
※共済組合への移行等による削除180名

2) 主な取組

- ・委嘱者数拡大に向け、未委嘱事業所等へ訪問による勧奨を実施した。(73件)
- ・健康保険委員表彰状伝達式を開催した。(11月17日、年金委員表彰と合同)
大臣表彰1名、理事長表彰4名、支部長表彰11名を表彰
伝達式後年金事務所と合同の研修会を実施した。
- ・健康保険委員への情報提供
健康保険委員あてに「健康保険委員だより」の提供を実施(8・2月)した。また、3月に実施を計画していた研修会は、新型コロナウイルスの影響により中止し、2月と3月にオンライン形式で研修動画を配信した。

課題、令和5年度の取組

①広報活動

- ・広報誌やメールマガジン、納入告知書同封チラシなどの定期発行物や支部ホームページ内容を適時更新、健康宣言事業所への健康情報冊子提供、健康保険委員委嘱事業所への定期情報提供など、加入者や事業主に対してわかりやすくタイムリーな情報を発信する。
- ・県、市町村、関係団体等との連携・協力による広報を継続実施する。新型コロナウイルスの影響を踏まえながら、団体等が開催するセミナーやイベントに関与・協力し、健康保険の制度や協会けんぽの取組、手続などを加入者を含めた一般の方にも広く発信する。
- ・新生児がいる被保険者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、健康保険や医療費の仕組み、医療機関の適切な利用、ジェネリック医薬品の使用促進などを保護者に周知する。
- ・健康保険委員研修会や健康づくりイベントでの広報は、新型コロナウイルスの影響を踏まえながら幅広く実施する。
- ・インセンティブ制度の指標で順位の低い保健指導実施率の向上を図るため、昨年度作成したPR動画を活用し、SNS (YouTube)等各種媒体により効果的な広報を実施する。

②健康保険委員

- ・委嘱者数の拡大
令和4年度実績で被保険者カバー率は全国33位であり、今後も委嘱者数の拡大を図る。
→健康宣言と合わせて、外部委託業者による文書・電話勧奨を実施する。(1,580件)
- ・健康保険委員研修の拡充
健康保険委員研修会を年2回(春・秋)実施し、委員のニーズが高い、制度説明や給付申請手続を中心に、インセンティブ制度やジェネリック医薬品使用促進など加入者・事業主の行動変容を促す説明を行う。
なお、研修会は新型コロナウイルスの発生状況を見ながら、集合形式での開催を検討する。
- ・健康保険委員への情報提供
本部作成の総合パンフレットの提供や、健康保険委員限定の情報紙「健康保険委員だより」の提供を行う。
- ・健康づくり事業の実施
健康保険委員委嘱事業所や健康宣言事業所を中心に、適用事業所を通じた加入者への健康支援事業を実施する。

(参考) 健康保険委員向けオンライン研修実施について

健康保険委員様限定
オンライン研修会を開催いたします

健康保険委員の皆様におかれましては、日頃より当協会の健康保険事業にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
昨年度に引き続き下記日程にて、オンライン (Web)研修会を実施します。専用チャンネルにて期間限定配信いたしますので、ぜひご視聴ください。

参加
無料

第1回

メンタルヘルスマネジメントセミナー
～レジリエンスを高め、ストレスに負けない心の鍛え方～

■ 配信期間

令和5年2月1日(水)～
令和5年2月15日(水)

★講師

自律型人材開発プロデューサー
服部 裕子 先生

ファッション・テマパーク・人材ビジネス業界などで人材開発・組織風土改革に従事。その後、大学等にてキャリア開発に携わる。「後継者の重役」としての経営視点を持ち、物事の本質を捉えた人材開発コンサルタント。

第2回

働く人の健康づくりが企業価値を高める時代
～ゼロから始める健康ウォーキング～

■ 配信期間

令和5年3月1日(水)～
令和5年3月15日(水)

★講師

ウォーキングトレーナー 健康運動実践指導者
池田 ノリアキ 先生

スポーツメーカーアシックスで長年培ったシューズやウォーキングの専門知識を基に、ウォーキング実践からシューズ選びまで、オールラウンドに対応する講義スタイルが高い評価を得ている。健康運動講師歴27年。

※いずれの回も配信時間は40分程度。協会けんぽからのお知らせも同時に配信します。

視聴方法

専用チャンネルにて期間限定配信

右記二次元コードより協会けんぽ山梨支部のホームページにアクセスするか、協会けんぽ山梨支部ホームページ>健康づくり>令和4年度健康保険委員様限定オンライン研修会のページでご覧いただけます。

ご視聴後は別添のアンケートにご回答くださいますようお願いいたします

全国健康保険協会 山梨支部
協会けんぽ
055-220-7750 (代表)

〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12
甲府エッセイスクイビル7階
8:30～17:15 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
申請書はホームページからダウンロードできます

QRコード

【概要】

健康保険委員へのサポートの一環として、オンライン形式で実施した。

第1回目はメンタルヘルス対策、第2回目は健康ウォーキングをテーマに専門講師による講義を行い、健康保険委員及び加入者の健康づくりの取組を支援した。また、協会けんぽから健康保険料率等の情報提供を併せて実施した。

【配信方法】 協会けんぽ山梨公式Youtubeチャンネル

【配信期間】 第1回目: 令和5年2月1日～2月15日
第2回目: 令和5年3月1日～3月15日

【動画時間】 約35分

【配信回数】 第1回:180回 第2回:77回

【考察】

2月と比べ、繁忙期(年度末)の実施となった3月は視聴回数が大幅に減少した。1回目は配信直前にDMの送付を行ったが、2回目は健康保険委員向け広報誌の記事掲載(配信約20日前)であったことも影響した可能性がある。令和5年度は研修会の実施時期(事業所の閑散期での実施)、周知方法(配信10日前くらいに直接広報物を送付して見てもらう工夫)、事業所のニーズ(配信を希望するテーマ)等を十分に検討し、実施する。

4. 医療データの分析に基づく地域医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信等

令和4年度事業計画

- ・加入者が効率的な医療を享受できるよう、山梨県国民健康保険運営協議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会(4市)、地域職域保健事業連携推進協議会、後期高齢者医療懇話会等において意見発信を行う。
- ・保険者協議会や覚書を締結した市町等と協働で、医療データ等を分析し、県民の健康保持・増進に向けた取組を行う。
- ・県民の健康増進のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携・協力し、効率的・効果的な事業を実施する。
- ・地域医療構想調整会議において、医療保険者の立場から健康・医療情報を「見える化」したデータ等を活用して意見発信を行う。

KPI

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

令和4年度取組結果

①県等関係方面への積極的な意見発信、および自治体等との連携強化

1) 地域医療構想調整会議 令和4年度は新型コロナウイルスの影響から2区域のみ書面会議で開催された。

2) 県内参加協議会等 令和4年度においては、新型コロナウイルスの影響から書面会議、中止となった会議を含む

- ・山梨県保険者協議会
- ・山梨県後発医薬品安心使用促進協議会
- ・山梨県国民健康保険運営協議会
- ・健やか山梨21推進会議
- ・山梨県後期高齢者医療懇話会
- ・山梨県被用者保険等保険者連絡協議会
- ・山梨県地域・職域保健連携推進協議会、地区(4区域)地域・職域保健連携推進協議会
- ・4市(甲斐市、都留市、甲州市、富士吉田市)の国民健康保険運営協議会

(主な意見発信内容)

- ・地域医療介護総合確保基金や特別交付税の活用等、計画実現に向けた県のリーダーシップとフォロー体制について(地域医療構想調整会議)
- ・特定健診未受診者対策の取組、健診受診率・ジェネリック医薬品使用割合向上に向けた県民への周知や関係機関との連携について(国民健康保険運営協議会)
- ・オンライン資格確認の介護分野への活用について(山梨県保険者協議会)
- ・保険者協議会への健診、ジェネリック医薬品関連のデータ提供→保険者協議会で国保データと合わせて集計、県内の状況を分析(山梨県保険者協議会)

3) 覚書「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書」の締結状況

- ・山梨県 ・富士吉田市 ・富士川町 ・昭和町 ・笛吹市 ・中央市 ・甲府市 ・山梨市 ・市川三郷町
- ・甲州市 ・甲斐市 ・韮崎市(R4.11) ・山梨県医師会 ・山梨県薬剤師会 ・山梨県歯科医師会
- ・山梨県社会保険労務士会 ・山梨学院短期大学(R4.6)

課題、令和5年度の取組

- ・支部医療費データの集計・分析を踏まえて、地域医療構想調整会議等において医療保険者としての意見発信を行う。
- ・保険者協議会を活用して、令和5年度に行われる次期医療計画、医療費適正化計画策定に向けて山梨県との関係性の構築、積極的な意見発信を行う。
- ・その他、各協議会等様々な機会において意見発信を行う。

5. 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の 着実な実施(コラボヘルスの推進)

令和4年度事業計画

- ・健康保険委員委嘱事業所や業界団体などに、文書や電話による健康宣言の勧奨を行う。
- ・健康情報誌や本部が提供する事業所健康度診断シート「事業所カルテ」等の配布やオンライン等を活用した健康づくり講座を開催するなど、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図り、事業所の健康づくり(身体活動、運動、食生活・栄養、メンタルヘルス予防対策)の推進をサポートする。

KPI 560社以上

データヘルス計画(令和4年度目標) 宣言事業所を560社以上とする

令和4年度事業計画	令和4年度事業結果	目標との差
560社以上	682社	+122社

令和4年度取組結果

1)実績 令和2年度末 407社 (+142社) 令和3年度末 564社 (+157社) 令和4年度末 682社 (+125社)

2)取組状況・実績

- ・宣言事業所に対し、年4回健康情報冊子および各種情報提供物を送付した。
また、健康課題の抽出、健康づくりの参考資料として事業所の健康度を見える化した「事業所カルテ」を送付した。
- ・令和4年12月から「健康づくり講座」を展開した。令和3年度は受講方法がオンラインのみであったが、令和4年度はビデオオンデマンド、DVDでも受講可能としたことにより、申し込み件数が増加し、20事業所に実施した。(令和3年度は10事業所)

※令和4年度は共済組合への移行や廃業等により
累計より7件マイナス

課題、令和5年度の取組

1) 宣言事業所のエントリー数拡大

- ・今年度目標(データヘルス計画)は「660社以上」
- ・「やまなし健康経営優良企業」との連携(周知、セミナー等)
- ・外部委託による文書・電話勧奨(1,580件)

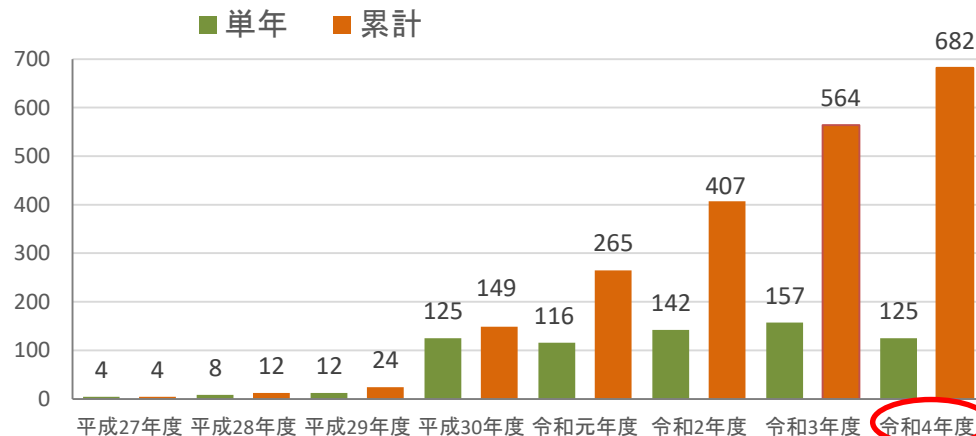
2) 宣言事業所への支援・健康経営度の向上

- ・協力事業者との連携による支援体制の拡充
- ・「事業所カルテ」などを活用した情報提供や訪問説明
- ・健診受診率・特定保健指導実施率に着目した個別アプローチ
- ・「健康づくり講座」の開催

令和5年3月末現在

	エントリー事業所数	
	(単年)	(累計)
平成27年度	4社	4社
平成28年度	8社	12社
平成29年度	12社	24社
平成30年度	125社	149社
令和元年度	116社	265社
令和2年度	142社	407社
令和3年度	157社	564社
令和4年度	125社	682社

エントリー数推移



※参考：健康経営優良法人2023 (R5.3発表)

(中小規模法人部門・ブライツ500含む) 認定 84社

※ 山梨支部加入事業所(「目指そう!健康事業所」エントリー事業所)

※ 令和4年度は共済組合への移行や廃業等により累計より7件マイナス

(参考) 健康宣言事業所向け「健康づくり講座」の開催

【案内チラシ】

健康づくり講座のご案内

**受講
無料**



今回の講座は、協会けんぽ山梨支部が野村不動産ライフ&スポーツ(株)に業務委託している事業で、オンライン等を活用し、食生活改善・運動・メンタルヘルス対策・禁煙・女性などについて楽しく学べます。この機会に「健康づくり講座」をご利用いただいて、従業員一人一人の健康意識の向上と、職場の健康維持・増進に取り組んでみませんか。

【開催期間】 令和4年12月1日(木)～令和5年3月31日(金)

【対象】 協会けんぽ山梨支部加入事業所様
※但し山梨支部「目指そう!健康事業所」にエントリーしていない事業所様はお申込み後にエントリーしていただきます。

【開催回数】 50回 (先着順に受付。予定回数に達し次第受付終了) **【定員】** 1回あたり5名以上

【実施場所】 事業所内会議室・ご自宅等 (原則1事業所あたり1回) **【開催日時】** 月～金曜日 平日 9時～17時
土日・夜間も対応可能

【実施方法】 オンライン・VOD(ビデオオンデマンド)・DVD

オンライン

- ・Zoomを使用して、パソコンやスマートフォンからご参加いただけます。
- ・実施希望日の1ヶ月以上前の申込みをお願いいたします。

VOD (ビデオオンデマンド)

- ・URLをクリックすると、好きな時間や場所から、パソコン、スマートフォンを使用し、何度でもご覧いただけます。
- ・視聴期間は1ヶ月です。
- ・視聴方法は動画URLをメールでお送りします。

DVD

- ・視聴期間は1ヶ月です。
- ・貸出期間終了後、DVDは同梱の返信用封筒でご返却ください。
- ・視聴希望日の2日前までにDVDをお送りします。

【お申込みから開催までの流れ】

① お申込み

11種類の講座から1つ選択
お申込み方法は、裏面をご覧ください

※講座満杯で、迷われた場合は、ご連絡ください。

② 開催日時について

お申込みから1週間以内にご担当者様宛にご連絡
日程、内容を調整いたします

③ 講座の実施

ご希望の実施方法にて実施いたします。オンラインセミナーはZoomを使用します。

④ アフターフォロー

・専用フォームでの質問受付

・オンラインセミナーを選択の場合はセミナーのVOD動画を1ヶ月間視聴可能。

【お申込み・問い合わせ先】 受付時間：月～金曜日 平日9時～17時
協会けんぽ山梨支部委託機関：野村不動産ライフ&スポーツ株式会社 法人営業部
TEL 03-5334-8600 / FAX 03-5351-3700
住所 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー15階



ご相談専用
フォーム
QRコード
を
読み
取
り
ま
す



【概要】

健康宣言をしている事業所が取り組む従業員の健康づくりのサポートとして、専門講師による食事や運動等がテーマの「健康づくり」講座を実施した。

令和3年度はオンラインのみの実施であったが、令和4年度はビデオオンデマンドとDVDの受講方法を追加し、事業所がより参加しやすくした。

【開催期間】 令和4年12月1日～令和5年3月31日

【対象】 協会けんぽ 山梨支部加入事業所

※「目指そう!健康事業所」にエントリーしている事業所

【受講事業所数】 20社

【講座テーマ(一部抜粋)】 ・腰痛・肩こり予防ストレッチ

・パソコン作業の疲れ改善エクササイズ

・メンタルヘルスセミナー～ストレス対処法～

【まとめ】

講座を受講した事業所から「とても満足した」「わかりやすい内容だった」という声をいただき、来年も受講したいという声が多数あった。また、「簡単な運動でもいいことがわかり、毎日運動をすることにした」「喫煙について考えるいい機会となった」という声もあり、事業主・従業員の健康意識向上につながった。令和4年度は12月からの実施となり開催期間が短かったため、令和5年度は6月から実施している。

6. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

令和4年度事業計画

- ・調達見込額が100万円を超える案件は原則として一般競争入札とし、随意契約が適当な案件は調達審査委員会において妥当性の審査を行い、調達結果等をホームページに公表する。
- ・業者への声掛けの徹底、十分な公告期間や履行期間の設定や複数者からの見積書の徴取等の取組を行い、多くの業者が参加しやすい環境を整備することで一者応札案件の減少に努める。また、入札の際に入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者への調査や、公告後の業者への声掛けを行う。

KPI

一般競争入札に占める一者応札案件(年度内に契約した案件)の割合を20%以下とする。
ただし、年間4件以下の場合は1件以下とする。

令和4年度実施結果

令和4年度事業計画	令和4年度事業結果	目標KPIとの差
0.0%	0.0% (0件/9件中)	—

令和4年度取組結果・令和5年度取組

- ・令和4年度 該当件数9件中一者応札案件0件 0.0% (令和3年度は4件中一者応札案件0件 0.0%)
- ・十分な公告期間・履行期間を確保し、公告後は業者への周知や声掛を実施した。
- ・複数者が応札するよう調達担当者や事業実施グループより声掛を実施した。
- ・令和5年度も引き続き一者応札案件の削減に努める。

令和4年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
保健グループ

健診

特定健康診査(特定健診)とは

平成20年度より実施されているメタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした健診のこと。

保険者に義務づけられている。

40歳から74歳の人に対して、生活改善指導(特定保健指導)を行う対象者を抽出するために実施する。

協会けんぽでは、「生活習慣病予防健診」「事業者健診」「被扶養者の特定健診」の3つの健診に分かれている。

1. 生活習慣病予防健診受診率の向上

令和4年度事業計画

■KPI

- ①生活習慣病予防健診 実施率74.7%以上とする
(40-74歳実施見込者数:77,400人 対象者数103,612人)

- ・市町村や商工会、健診実施機関等と連携し、受診受入人数が不足している地域を中心に生活習慣病予防健診を受診できる機会を増やす。
- ・委託健診機関の拡大を図る。
- ・新規適用事業所、任意継続被保険者に対して、対象者を印字した健診対象者一覧表を速やかに送付し、受診を促す。
- ・コラボヘルスエントリー事業所について、健診受診率100%となるよう「事業所カルテ」や健康情報誌等を配布し、受診勧奨を行う。

結果(被保険者健診受診者数) KPI 68.8%

	令和4年度目標	令和4年度受診者数	目標達成度	令和3年度受診者数	R4-R3
40-74歳	77,400件	71,250件	92.1%	78,859件	▲7,609件

受診者数は情報系システムより出力(R5.6.12現在)
(情報系システムは毎月第2月曜日に2か月前の月末情報が更新される。)

・健診実施機関からの結果データ誤りが発生していること等を踏まえ、すべての生活習慣病予防健診実施機関を対象に、協会への報告データと健診実施機関が保有する健診結果通知票の数値等の整合性について点検を行った。データ誤りがあった健診実施機関のシステム修正等は完了したが、健診データの取り下げ作業に苦慮している機関もあり、請求が遅れているため目標達成には至らなかった。(受診者数の増加がみられるため、未請求分が入ると目標達成する見込み)

令和4年度取組結果

- ・新型コロナウイルスの影響による健診実施機関の受入制限等を考慮し、市町村や商工会等と連携した集団健診を実施した。
- ・市町村や商工会等と連携した集団健診について、前年度より2日間増加した。(8機関:30日間) 受診勧奨については、勧奨事業所数は339件減少したが、勧奨後受診者数は746人増加した。
- ・新規適用事業所宛健診案内321件、任意継続新規加入者案内を820件発送し、受診勧奨を行った。
- ・委託健診機関の拡大を図るためリストアップした6機関に電話勧奨を行い、うち4機関に資料を送付したがコロナワクチン接種等による業務の逼迫により1機関から困難との連絡があった。ほか3機関には検討いただいている。幹部職員の訪問勧奨により1機関と令和5年度に向け契約準備を行っている。
- ・健康宣言事業所に対して、年4回の情報誌(計2,508件)の送付や年1回の事業所カルテの送付(675件)により、加入者の健康意識啓発を行った。

集合バス健診及び受診勧奨結果

集合バス健診日数	(R4) 30日 - (R3) 28日 = 2日
受診勧奨事業所数	(R4) 9,345 - (R3) 8,727 = 618事業所
勧奨後受診事業所数	(R4) 811 - (R3) 673 = 138事業所
勧奨後受診者数	(R4) 2,711 - (R3) 1,965 = 746人

2. 事業者健診データ取得率の向上

令和4年度事業計画

■KPI

②事業者健診データ 取得率5.0%以上とする
(取得見込者数:5,181人 対象者数103,612人)

- ・事業者健診データ取得のために、事業主に対し山梨労働局と連名の案内文を送付するとともに山梨県産業安全衛生大会などで案内文の配付を行う。
- ・同意書未取得の事業所へ文書や電話等により提出勧奨を行う。
- ・同意書を取得している事業所分について、健診実施機関に対してデータの提出期限を設定し健診推進経費を活用することにより早期かつ確実なデータ取得を図る。

結果(データ取得数) KPI 3.42%

令和4年度目標	令和4年度取得数	目標達成度	令和3年度取得数	R4-R3
5,181件	3,533件	68.2%	3,440件	93件

令和4年度取組結果

取得数は情報系システムより出力(R5.6.12現在)

- ・取得件数は、目標の7割弱となった。(対象者多数の健診実施機関と契約が締結できなかったこと、データ仕様の違い等を理由に受領ができなかったこと、生活習慣病予防健診に切り替えができたことが主な要因となっている。)
- ・山梨県産業安全衛生大会にて案内文等の配付を行い、1事業所から同意書の提出があった。
- ・同意書未取得の大規模事業所(40歳以上被保険者40人以上)11件に、山梨労働局との連名の勧奨文書を送付し、新たに6件の同意書提出を受けた。
- ・大規模事業所への訪問等の勧奨を実施し、9事業所304名分の結果票(紙媒体)の提出をいただき、データ作成を外部委託し取得を行った。また、健診実施機関へのデータ作成契約勧奨を行い3健診実施機関と作成委託契約を締結した。
- ・同意書取得済の事業所について、健診推進経費を活用し健診翌月から3か月以内にデータを提出した健診実施機関へ1件当たり200円(税込)支払う覚書を26機関と締結し、17機関2,803件の支払いを行った。

3. 特定健診受診率(被扶養者)の向上

■KPI

令和4年度事業計画

③特定健康診査 実施率49.5%以上とする
(実施見込者数:13,282人 対象者数26,814人)

- ・オプション測定等を利用した魅力ある特定健康診査や商業施設での特定健康診査の実施会場・実施回数を拡大し、受診行動につなげていく。また、実施機関へは健診推進経費を活用することにより、受診者数増加を図る。
- ・次年度から特定健康診査の対象となる方(39歳)に対し、受診勧奨を行う。
- ・受診率が低い市町村を中心に市町村の健診に合わせた受診勧奨を実施するとともに、特定健康診査を共同で実施すること等新たな提案を市町村に対して行う。
- ・新規加入の被扶養者に対し、速やかに受診券等を送付し受診を促す。

結果(被扶養者特定健診受診者数) KPI 36.7%

令和4年度目標	令和4年度受診数	目標達成度	令和3年度受診数	R4-R3
13,282件	9,841件	74.1%	10,295件	▲454件

受診者数は情報系システムより出力(R5.6.12現在)

- ・支払基金を通じての請求であり、請求遅れ分もあるため、数値は未確定だが、昨年度より454件減少した。

令和4年度取組結果

・大型商業施設を利用したオプション測定付き健診「まちかど健診」については2会場、日数は10日間で実施し、富士吉田市で「ミニまちかど健診」を1日間実施した。また、受診率の低い上野原、都留市、富士河口湖町で各1日オプション測定付き健診を実施し、119名が受診した。

まちかど健診については、雪の影響もありキャンセルも多かった。また土日の受診者数が少なかったため次年度計画を見直す必要がある。

- ・来年度40歳になる被扶養者に対し、勧奨通知およびリーフレットを発送した。(672件)
- ・新規扶養加入者に対し、受診券・健診案内を発送し受診勧奨を行った。(3,092件)
- ・その他、協定を締結している甲府、富士吉田、甲州市と連携し、受診もれのないよう市の集団健診の日程を広報し受診勧奨を行った。

※まちかど健診

年度末の未受診者対策を目的とし、人が集まりやすいと思われる大型商業施設内のホールに健診会場を設営し、“手軽に受けられる健診”をコンセプトに「まちかど健診」として平成30年度から実施している。

併せて令和4年度からは、オプション測定付き「ミニまちかど健診」を受診率の低い市町で実施した。

会場	日程	勧奨者数	受診者数
イオンモール甲府昭和 (3Fイオンホール)	令和5年2月9日(木) ～2月13日(月)	22,496件 (山梨県内在住の 未受診者へ発送) ※東京支部加入、 山梨県内在住者含む	313
ラザウオーク甲斐双葉 (2Fラザホール)	令和5年2月24日(金) ～2月28日(火)		318
富士吉田市民会館	令和5年3月23日(木)		73
都留市まちづくり交流センター	令和4年12月22日(木)		40
ホテルレジーナ河口湖	令和5年1月16日(月)		40
上野原市文化ホール	令和5年1月18日(水)		39

特定保健指導

特定保健指導とは

メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした保健指導のこと。

保険者に義務づけられている。

特定健診を受けた結果で対象者となった40歳から74歳の人に対して生活改善指導(初回面接を行い、3か月以降に改善状況を評価する。)を行う。

4. 被保険者の特定保健指導実施率の向上

令和4年度事業計画

■KPI：加入者の特定保健指導の実施率を31.2%以上とする
 (被保険者実施者数目標：5,503人(実施率：32.5%)、実施対象者数：16,929人)

- ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- ・ 保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。
- ・ 情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。
- ・ 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導の手法（健診当日指導等）を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。
- ・ コラボヘルスエントリ事業所について、保健指導実施率100%となるよう、勧奨案内の送付や健康情報誌の配布時等を利用し、実施勧奨を行う。
- ・ 事業所での集団健診や生活習慣病予防健診以外の特殊健康診断等を実施している事業所に働きかけ、健診日に特定保健指導を実施する。
- ・ 特定保健指導対象者が概ね10人以上いる事業所で、特定保健指導未実施事業所に対しては訪問や電話等により勧奨し、利用を促す。

実施結果 KPI 21.5%

情報系システムより出力(R5.6.12現在)

	R4目標(件)			R4実績(件)			目標到達度(%)			R3実績(件)			R4-R3(件)		
	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計
初回	6,135	3,336	9,471	2,945	989	3,934	48.0	29.6	41.5	2,443	1,491	3,934	502	▲502	0
評価	3,000	2,503	5,503	2,039	812	2,851	68.0	32.4	51.8	2,108	1,313	3,421	▲69	▲501	▲570

- ・協会けんぽ保健指導担当者による初回面接は、前年度実績を上回ったが目標には至っていない。昨年同様、コロナ禍において、対面による指導を控える事業所も多かった中、ICTによる初回面談も積極的に取り入れた。評価実績は、年度を跨いで支援する対象者もいることから令和4年度の実績には反映されていない。
- ・外部委託機関による指導においては、専門機関の実績が初回面接、評価とも前年度を大きくした下回ったことで全体の実績が低下した。また、健診実施機関からの結果データ誤りが発生している影響で、現時点で計上できていない実績が存在していることも前年度実績を下回っている要因である。

令和4年度取組結果

- ・ コラボヘルスエントリー事業所について、保健指導実施率100%となるよう健康情報誌の配布時等を利用し、実施勧奨を実施した。
- ・ 生活習慣病予防健診以外に特殊健康診断を実施している事業所に働きかけ、特殊健診日に特定保健指導を実施した。
⇒1事業所、3営業所65人実施
- ・ 特定保健指導対象者が概ね10人以上いる事業所で、特定保健指導未実施事業所に対しては訪問や電話等により勧奨し、利用を促した。
⇒支部長、企画総務部長、保健グループ長、支部保健師による訪問勧奨実施
- ・ 集団健診時の特定保健指導同日実施を推進した。
⇒労働基準協会、建設業協会、事業所での健診同日保健指導:延べ62回 596人
健診実施機関及び事業所等と連携し、指導対象者が多い大規模事業所や複数事業所が集まる集団健診における当日実施の実績を伸ばした。
- ・ 新規保健指導機関の受託勧奨を行った。⇒2機関に勧奨し、4年7月塩山市民病院、R5年4月にJCHO山梨病院と契約
- ・ 特定保健指導継続者へ無料血液検査を実施した。⇒R4.4月からR5.3月で80人実施

5. 被扶養者の特定保健指導実施率の向上

令和4年度事業計画

■KPI：加入者の特定保健指導の実施率を31.2%以上とする
 (被扶養者実施者数目標：169人(実施率：13.5%)、実施対象者数：1,249人)

- ・自治体や健診実施機関と連携し、健診時に保健師等を派遣して健診当日の保健指導を実施する。
- ・健診実施機関と連携し、商業施設等を利用した健診実施日に特定保健指導を行う。
- ・自治体や健診実施機関の協力のもと、健診結果説明会を利用した特定保健指導や地域別来所相談実施の機会を増やす。

実施結果 KPI 14.0%

情報系システムより出力(R5.6.12現在)

	R4目標(件)			R4実績(件)			目標到達度(%)			R3実績(件)			R4-R3(件)		
	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計
初回	125	66	191	24	27	51	19.4	40.9	26.7	28	40	68	▲4	▲13	▲17
評価	110	59	169	89	24	113	80.9	40.7	66.9	86	25	111	3	▲1	2

自治体の結果説明会会場での初回面談を1市1町にて実施した。前年度に比べ、下期のまちかど健診における当日初回面接の実績が前年度に比べ低くなった。

令和4年度取組結果

- ・特定保健指導利用券発送時に特定保健指導利用勧奨の案内を送付(121人)した。
- ・従来実施していた1町および新たに1市と連携した健診結果説明会での指導を実施した。
自治体や健診実施機関と連携した自治体の結果説明会での保健指導及び大型商業施設での健診(まちかど健診)当日の保健指導は下記のとおり実施した。

開催日	会 場	指導実施数	開催日	会 場	指導実施数
5/25	笛吹市スコレーセンター	3人	12/21,1/19	北杜市	4人
8/25,26,30	昭和町保健センター	10人	2/12~16	イオンモール甲府昭和	14人
10月	Zoom	2人	2/24~28	ラザウオーク甲斐双葉	14人
11/29	事業所訪問	1人	3/23	富士吉田市民会館	1人

6. 特定保健指導対象者減への取組

令和4年度事業計画

- ・ 令和元年度から令和3年度に実施した保健指導勸奨の効果分析を基に、保健指導実施者に対し次年度に向けてのフォローや働きかけの在り方など効果的に生活習慣の改善を促す方法を検討する。

取組結果

- ・ 健診前3か月を目安に、保健指導担当者から前年度特定保健指導を行った対象者に一部直筆の「応援レター」を送付した。面談時に設定した目標や取組を再認識するための働きかけを行った。効果分析は手法等を含め現在データ作成中である。

令和4年度事業計画

- ・ 支部内研修会等を通じて、協会保健師・管理栄養士のスキルアップを図り、対象者のニーズに合わせ、より質の高い保健指導を実施する。

取組結果

- ・ 年6回の支部内研修会を実施した。保健指導者、各自1～2回ずつ研修の企画立案から携わり、積極的に研修会に参加し、保健指導スキルアップ(事例検討、無関心期対象者への関わり、運動実践、等)について取り組んだ。
- ・ 12月に委託健診機関及び支部保健指導者を対象とした、特定保健指導従事者合同研修会を開催し、特定保健指導に携わる専門職全体のスキルアップに取り組んだ。

重症化予防事業

○未受診者の受診勧奨事業

高血圧、高血糖を指摘された対象者で医療機関への受診が確認できない方に対し、文書や電話により受診勧奨を行う事業

※10月よりLDLコレステロール値を追加

一次勧奨対象者

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c(NGSP値)	LDL
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上	180mg/dl以上

二次勧奨対象者

①

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c(NGSP値)
180mmHg以上	110mmHg以上	160mg/dl以上	8.4%以上

② 一次勧奨対象者の基準の血圧・血糖・LDLのうち、2つ以上に該当する者

○糖尿病性腎症重症化予防事業

かかりつけ医と連携した改善指導

7. 未受診者への受診勧奨事業

令和4年度事業計画

- ・ 未治療者への受診勧奨について外部委託機関を利用することにより、一次勧奨未治療者へ確実に勧奨を行う。また勧奨方法は、文書勧奨以外の効果的な方法を検討する。あわせて、下期よりLDLコレステロール値についても着目し、受診勧奨を実施する。
- ・ 未治療者への受診勧奨は、健診実施や保健指導勧奨と併せて、事業主や健診担当者に働きかけていく。
- ・ 未治療者への受診勧奨として健診実施機関と連携を図り、健診結果送付時に医療機関への早期受診を勧奨する文書を同封する。

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする(一次勧奨対象者)

令和4年度実施結果

- ・ 未受診者への受診勧奨
 - ・ 本部からの一次勧奨(勧奨はがき)：送付実施件数 4,761人(R3.4月～R4.3月健診受診者)
 - ・ 支部からの二次勧奨(外部委託による電話及び文書勧奨)：本部通知の未受診者に実施
 - 電話勧奨 913人
 - 文書勧奨 527人(電話連絡がつかない二次勧奨対象者が対象)

○ 受診結果

対象者4,761人中、受診者数 451人 受診率9.47%

■ KPI: 8.63%(令和5年4月の本部事務連絡による)

8. 糖尿病性腎症重症化予防事業

令和4年度事業計画

- ・ 治療コントロールが不良な方に対し、かかりつけ医と連携した改善指導を実施する。
糖尿病性腎症に係る重症化予防のための健康相談予定実施人数 7人

令和4年度実施結果

○実施案内送付数 91人

○新規保健指導実施者 3人

- ・山梨県糖尿病重症化予防プログラムの基準をもとに91の方に保健指導案内を送付した。4名の方より参加希望あり、主治医より指示書の提供を受け、10月より3名の方の保健指導並びに支援を実施した。なお、1名の方は辞退した。
- ・R5.6月にそれぞれの主治医に指導報告書を送付した。令和5年度に評価・フォローアップ実施の予定である。

令和4年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
業務グループ

1. サービス水準の向上

令和4年度事業計画

- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。
- ・電話対応時や研修会等において、申請書等の郵送での提出を案内するとともに、関係機関に働きかけ、郵送化率の向上を目指す。
- ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、支部に設置した「CS向上検討委員会」を活用してサービス水準の向上に努める。

KPI

① サービススタンダードの達成状況 ()内は令和3年度実績

令和4年度 事業計画	令和4年度 事業結果	目標KPIとの差
100% (100%)	100% (100%)	0% (-)

② 現金給付等の申請にかかる郵送化率 ()内は令和3年度実績

令和4年度 事業計画	令和4年度 事業結果	目標KPIとの差
95.5%以上 (95.0%以上)	93.2% (94.0%)	-2.3% (-1.0%)

令和4年度取組結果

- ・傷病手当金等現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間以内)について、進捗状況を適切に管理したことで100%を達成できた。
- ・サービススタンダードの所要日数は6.86日(令和3年度6.34日)程度で支給している。(全国平均8.14日)
- ・窓口へお越しいただかなくても申請手続きができるように、電話対応時や各種広報媒体を活用し、郵送による申請が可能であることを周知したが、申請手続の郵送化率は93.2%(令和3年度94.0%)と計画を下回った。
- ・外部委託業者によるお客様満足度調査の令和4年度結果は現在本部で集計中である。令和3年度の架電調査満足度73.3%以上を目標に、毎月職員同士で電話対応の相互チェックを実施しCS向上検討委員会で共有するなど、サービス水準の向上に取り組んだ。

2. 限度額適用認定証の利用促進

令和4年度事業計画

- ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合

令和3年度事業結果	令和4年度事業結果
81.21%	81.80%

令和4年度取組結果

- ・納入告知書同封チラシやメールマガジン等による広報及び制度周知を実施した。
- ・病院事務担当者を対象とした研修会や健康保険委員への研修会等の機会を捉え、限度額適用認定証の利用促進について説明する予定であったが新型コロナウイルスの影響で実施することができなかった。
- ・申請書を設置してある医療機関に対して引き続き設置の協力をお願いした。
- ・重度心身障害者医療費助成制度の窓口である市町村職員を対象とした研修会が、オンラインにより実施され、講師として参加し制度の積極的な周知や限度額適用認定証の使用促進について説明を行った。

3. 現金給付適正化の推進

令和4年度事業計画

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・不正の疑いのある事案については、重点的に審査を行うとともに、保険給付適正化PTを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。

令和4年度取組結果

- ・保険給付適正化PT会議開催回数 10回(うち持ち回り開催6回)
- ・事業主への立入検査実施結果 0件
- ・年金事務所へ資格等に係る文書照会件数 6件
- ・傷病手当金と障害年金等又は労働者災害補償保険法の休業補償給付との併給調整について、事務手順書等に基づいて確実に実施した。

◎令和4年度 傷病手当金と老齢年金・障害年金との併給調整実績

老齢年金		障害年金	
件数	金額	件数	金額
15件	212,686円	35件	9,540,387円

◎令和4年度 傷病手当金と労働者災害補償保険法の休業補償との併給調整実績

件数	金額
9件	2,877,594円

4. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

令和4年度事業計画

・柔道整復施術療養費について、多部位(施術箇所が2部位以上)かつ頻回(施術日数が月10日以上)の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

()内は令和3年度実績

令和4年度事業計画	令和4年度事業結果	目標KPIとの差
0.68%以下 (0.93%以下)	0.65% (0.68%)	-0.03% (-0.25%)

令和4年度取組結果

- ・多部位かつ頻回の申請に対し、2,620件の文書照会を実施した。(令和3年度2,801件)
- ・本部提供データを用いて、長期施術件数が多い施術所にて施術を受けている対象者に対し令和4年9月に189件の患者照会を実施した。
- ・受診者に対する文書照会や適正受診の啓発を実施し、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合は0.03%減少することができた。

5. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の 審査手順の最適化の推進

令和4年度事業計画

- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。
- ・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

令和4年度取組結果

- ・長期・頻回施術所への注意喚起文書送付件数 2件

導入された受領委任制度に基づき、適切に療養費が請求されているか、添付されている同意書等の確認を徹底し、長期施術者や施術に対して同意した医師等へ文書照会を実施するなど、審査の強化を図った。

令和4年度は、長期・頻回施術が認められた施術所に対し文書による注意喚起を実施した。

6. 被扶養者資格の再確認の徹底

令和4年度事業計画

- ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については、所在地調査により、送達の徹底を行う。

KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率

()内は令和3年度実績

令和4年度事業計画	令和4年度事業結果	目標KPIとの差
93.4%以上 (92.7%以上)	89.9% (92.0%)	-3.5% (-0.7%)

令和4年度取組結果

- ・10月に被扶養者資格再確認対象の9,275事業所に「被扶養者状況リスト」を送付し、8,339事業所から確認書の提出があり、623名の被扶養者資格が解除となった。この結果、前期高齢者納付金について、推計で約720万円の負担軽減が図られた。
- ・海外在住者の確認状況については、対象者13名の資格確認業務を実施した。

令和4年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
レセプトグループ

1. 効果的なレセプト内容点検の推進

令和4年度事業計画

・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査1件当たり査定額の向上に取り組む。

KPI

社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする。()内は令和3年度実績

令和4年度事業計画	令和4年度事業結果	目標KPIとの差
0.338%以上 (0.383%以上)	0.292% (0.337%)	-0.046% (-0.046%)

協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。()内は令和3年度実績

令和4年度事業計画	令和4年度事業結果	目標KPIとの差
5,638円以上 (5,503円以上)	4,934円 (5,637円)	-704円 (134円)

令和4年度取組結果

◎ レセプト点検結果

令和3年度実績				令和4年度実績			
点検項目	件数	金額	効果額(注1)	点検項目	件数	金額	効果額(注1)
資格点検	7,372	249,408,028	987	資格点検	12,555	462,119,480	1,855
外傷点検	1,401	91,895,584	364	外傷点検	1,074	50,634,498	203
内容点検	6,807	86,693,851	343	内容点検	7,202	99,649,891	400

(注1) 効果額 = 金額 ÷ 当該年度末の平均加入者数

◎ スキルアップ事業実施状況

本部主催	参加人数	支部主催	参加人数
支払基金職員講師 医科・調剤・歯科	6名	外部講師研修 医科	6名

支部内勉強会	毎月2回開催
支払基金との再審査 疑義事例協議会	毎月1回開催

◎ 多受診者対策実施状況

年度期首対象者数	年度中 新規対象者数	対応完了者数	対応者残数
3名	2名	0名	5名

令和4年度取組結果

- ・内容点検において、本部主催の研修・外部講師研修・勉強会等を通じて点検員のスキルアップやシステム点検の効率化(自動点検マスタの精査)等に取り組み、査定額向上を図ったが、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検査定率については、目標に対し-0.046%届かなかった。協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額も-704円となった。
- ・レセプト点検結果として、加入者1人当たりの効果額は、資格点検が1,855円、外傷点検が203円、内容点検が400円となり、資格点検と内容点検は前年度実績を上回ることができた。
- ・多受診者対策として、保険給付適正化PT会議を定期的に開催した。支部内での情報共有を図りながら、各個人への文書による啓発を実施した。

2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、 債権管理回収業務の推進

令和4年度事業計画

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、保険証未回収者に対する返納催告を早期に行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証の添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- ・保険証適正使用を周知するため、医療機関等に向けて窓口用ポスターを作成配布する。
- ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

KPI

①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする

()内は令和3年度実績

令和4年度事業計画	令和4年度事業結果	目標KPIとの差
99.41%以上 (99.37%以上)	95.21% (99.40%)	-4.20% (0.03%)

②返納金債権(資格喪失後受診にかかるものに限る)の回収率を対前年度以上とする

()内は令和3年度実績

令和4年度事業計画	令和4年度事業結果	目標KPIとの差
94.42%以上 (95.27%以上)	87.52% (94.41%)	-6.90% (-0.86%)

令和4年度取組結果

- ・保険証回収業務においては、日本年金機構の資格喪失処理後、10営業日以内に保険証未回収者に対し返納の文書催告を実施した。催告後も未回収者に対しては、二次及び三次催告を実施した。また、資格喪失届に添付された被保険者証回収不能届を活用し、電話・文書催告を実施し、保険証回収率の向上に努めたが、目標達成には至らなかった。
- ・本部から提供された保険証の未返納者が多い事業所データを活用し、事業所訪問及び文書により資格喪失届への保険証添付の徹底、早期返納の周知広報を実施した。
- ・保険証適正使用を周知するための医療機関等へ向けた窓口用ポスターの作成配布については、今年度未実施のため、次年度の実施に向け検討する。
- ・債権管理回収業務については、返納金催告サイクルを確立し、それに基づく定期的な催告（弁護士名催告含む）法的手続き（支払督促）を実施した。また、保険者間調整を積極的に案内し、債権回収に努めた。返納金債権の回収率は目標達成には至らなかったが、全国2位という高い債権回収率を維持することができた。